

新 規 則	旧 規 則
第1章 総則 (設置・目的) 第1条 教化基本条例第6条第2項(2015年6月26日条例公示第10号)及び教区制第70条(2009年6月29日条例公示第5号)に基づき、大阪教区(以下「教区」という。)における真宗同朋会運動の推進に資するため、教区に大阪教区教化委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。 第2項 削除	第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規則は、教化基本条例第6条第2項(1999年6月25日条例公示第9号)及び教区教化委員会規程(1994年6月28日達令公示第7号)に基づき、大阪教区(以下「教区」という。)における真宗同朋会運動に資するため、教区教化委員会及び教区が設置するその他の教化機関について必要な事項を定める。 2 前項に定める教区その他の教化機関は、次の各号のとおりとする。 (1) 教化事業実行委員会 (2) 出版会議及び編集委員会 (3) ボランティア推進会議
(教区における教化施策及び教化の方法) 第2条 教区における教化施策は、教化基本条例に準拠するとともに、男女共同参画による同朋社会の顕現及び時代社会の課題、人材の育成を自らの課題と受け止め、かつ組に出向き、教化の現場である寺院・教会における教化施策が円滑に行われるよう企画及び実施しなければならない。 2 教区における教化の方法は、教化課題別に有効な手段を用い、対象を定めて行う。	(教区における教化施策及び教化の方法) 第2条 教区における教化施策は、教化基本条例に準拠するとともに、男女共同参画による同朋社会の顕現及び時代社会の課題、人材の育成を自らの課題と受け止め、かつ教区内の寺院・教会における教化施策が円滑に実施されるよう企画及び実施しなければならない。 2 教区における教化の方法は、教化課題別に有効な手段を用い、対象を定めて行う。
(教化施策の尊重) 第3条 委員会において策定される教化施策は、教区の教化機関並びに組、寺院及び教区に編入された全ての別院の教化施策において尊重されなければならない。 2 大阪教務所長(以下「教務所長」という。)は、別院条例(2009年6月29日条例公示第8号)第2条、第6条及び第7条の規定により、教区に編入された別院に対し、教区と一体として教区の教化機関と密接な連携を図るとともに、その事業に協力するよう指導しなければならない。	(教化施策の尊重) 第3条 教区教化委員会において策定される教化施策は、教区の教化機関並びに組、寺院及び教区に編入された全ての別院の教化施策において尊重されなければならない。 2 教務所長は、別院条例(1997年6月13日条例公示第9号)第2条、第6条及び第7条の規定により、教区に編入された別院に対し、教区と一体として教区の教化機関と密接な連携を図るとともに、その事業に協力するよう指導しなければならない。
第2章 教区教化委員会 第4条削除 以下繰上げ	第2章 教区教化委員会 (設置) 第4条 教区に大阪教区教化委員会(以下「委員会」という。)を置く。
(委員会の構成) 第4条 委員会は、総合調整局及び専門部会で構成する。 2 総合調整局及び専門部会は、相互に密接な連携を保たなければならない。	(委員会の構成) 第5条 委員会は、企画部会及び専門部会で構成する。 2 企画部会及び専門部会は、相互に密接な連携を保たなければならない。
(委員長) 第5条 委員会に委員長1人を置き、教務所長がこれにあたる。 2 委員長は総合調整局及び専門部会を統理し、教区の教化施策を決定する。 3 委員長に事故あるときは、総合調整局長が臨	(委員長) 第6条 委員会に委員長1人を置き、大阪教務所長(以下「教務所長」という。)がこれにあたる。 2 委員長は企画部会及び専門部会を統理し、教区の教化施策を決定する。 3 委員長に事故あるときは、企画部会の部長が

時に代理する。	臨時に代理する。
(総会) 第6条 委員会は、各年度の教化施策の徹底及び実施した教化事業の総括のため、年1回以上総会を開催する。 2 総会は、委員長が招集する。 3 総会は、総合調整局委員及び専門部会の委員(以下「専門委員」という。)で組織する。	(総会) 第7条 委員会は、各年度の教化施策の徹底及び実施した教化事業の総括のため、年1回以上総会を開催する。 2 総会は、委員長が招集する。 3 総会は、企画部員及び専門委員で組織する。
(同朋総会) 第7条 委員長は、真宗同朋会運動の推進に関する討論を行うため、同朋総会を開催することができる。 2 同朋総会は、必要に応じ、委員長が招集する。	(同朋総会) 第8条 委員長は、真宗同朋会運動の推進に関する討論を行うため、同朋総会を開催することができる。 2 同朋総会は、必要に応じ、委員長が招集する。
(総合調整局) 第8条 総合調整局は、次に掲げる業務を行う。 (1) 教区の教化基本課題及び教化基本施策に関する事項 (2) 専門部会が試算する教化事業にかかる予定経費の調整に関する事項 (3) 委員会が行う事業の総合調整に関する事項 (4) 専門部会の委員の推薦に関する事項 (5) 教化事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)の設置及び改廃に関する事項 (6) 実行委員会の委員の選定に関する事項 (7) 委員会組織の点検・見直しに関する事項 (8) その他必要な事項 第2項削除	(企画部会) 第9条 企画部会は、次に掲げる業務を行う。 (1) 教区の教化課題に関する事項 (2) 教区の基本教化施策に関する事項 (3) 教区の教化施策の策定に関する事項 (4) 教区の教化予算の試算に関する事項 (5) 専門部会の委員の推薦に関する事項 (6) 教化事業実行委員会の設置に関する事項 (7) 教化事業実行委員会の委員の選定に関する事項 (8) 出版会議及びボランティア推進会議の委員の選定に関する事項 (9) その他必要な事項 2 前項第4号に定める教化予算の試算は、教務所長が提示する金額の範囲内で行わなければならない。
(総合調整局の組織) 第9条 総合調整局は、委員長及び次に掲げる委員10人以内で組織し、教務所長が委嘱する。 (1) 専門部会の幹事 6人 (2) 学識経験のある者の中から委員長が選定した者 4人以内 2 総合調整局に局長1人を置き、総合調整局の委員の互選によって定める。 3 局長は、総合調整局の会務を統理する。	(企画部会の組織) 第10条 企画部会は、委員長及び次に掲げる委員15人以内で組織し、教務所長が委嘱する。 (1) 教区会の議長 (2) 教区会において互選した選出教区会議員 2人 (3) 教区門徒会の会長 (4) 教区門徒会において互選した教区門徒会員 2人 (5) 教区会において互選した組長議員 2人 (6) 委員長が選定した者 7人以内 2 企画部会に部長1人を置き、企画部会の委員(以下「企画委員」という。)の互選によって定める。 3 部長は、前条に定める業務をとりまとめ委員長に提出する。
第11条 削除 以下繰上げ	(企画委員の兼任の禁止) 第11条 企画委員は、専門部会の委員(以下「専門委員」という。)及び教化事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)の委員(以下「実行委員」という。)になることができない。

(総合調整局委員の任期) 第10条 総合調整局委員の任期は3年とする。ただし、再任は連続して2期を超えないものとする。 2 補充による総合調整局委員の任期は、前任者の残任期間とする。	(企画委員の任期) 第12条 企画委員の任期は3年とする。ただし、第10条第1項第1号及び第3号に定める委員を除き、再任は連続して2期を超えないものとする。 2 補充による企画委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 第10条第1号から第5号に定める者の任期は、当該役職の任期の満了をもって終了する。
(総合調整局会議の招集) 第11条 総合調整局の会議は必要に応じ、委員長の同意を得て、局長が招集する。	(企画部会の招集) 第13条 企画部会は必要に応じ、委員長が招集する。
(専門部会) 第12条 専門部会は、次に掲げる業務を行う。 (1) 総合調整局が立案した基本教化施策の具体的実施内容の策定に関する事項 (2) 教化施策の実施に関する事項 (3) 所管する教化事業にかかる予定経費の試算に関する事項 (4) 実行委員の推薦に関する事項 (5) その他必要な事項 2 専門部会は、所管する実行委員会を掌理する。	(専門部会) 第14条 専門部会は、次に掲げる業務を行う。 (1) 企画部会が立案した基本教化施策の具体的実施内容の策定に関する事項 (2) 委員長が決定した教化施策の実施に関する事項 (3) 実行委員の推薦に関する事項 (4) その他必要な事項 2 専門部会は、教化事業について企画部会に提言することができる。
(専門部会の組織・名称) 第13条 専門部会は、次の各号のとおり部を設置するものとし、専門委員は任期満了の日までに総合調整局が推薦を行い、教務所長が委嘱する。 (1) 儀式・法要部 (2) 研修・講座部 (3) 社会・人権部 (4) 広報・出版部 (5) 青少幼年部 (6) 組教化推進部 2 専門委員の人数は、30人以内とする。 3 各部に幹事1人を置き、各部に所属する委員の中から互選する。 4 幹事は、所属する部の業務を掌理する。	(専門部会の組織・名称) 第15条 専門部会は、次の各号のとおり部を設置するものとし、専門委員は企画部会の推薦により、教務所長が委嘱する。この場合、1人で2以上の委員を兼ねることができる。 (1) 儀式・法要部 (2) 研修・講座部 (3) 行事部 (4) 視聴覚伝道部 (5) ホームページ部 2 専門委員の人数は、20人以内とする。 3 各部に幹事1人を置き、各部に所属する委員の中から委員長が指名する。 4 幹事は、所属する部の業務を整理する。
(専門委員の任期) 第14条 専門委員の任期は3年とする。ただし、再任は連続して2期を超えないものとする。 2 補充による専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。	(専門委員の任期) 第16条 専門委員の任期は3年とする。ただし、再任は連続して2期を超えないものとする。 2 補充による専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(専門部会の会議の招集) 第15条 専門部会の会議は、必要に応じ、委員長の同意を得て、幹事が招集する。	(部の会議の招集) 第17条 部の会議は、必要に応じ、委員長の同意を得て、幹事が招集する。
第18条削除 以下繰上げ	(幹事会) 第18条 各部の連携を図るため、幹事会を設置する。 2 幹事会は、企画委員及び各部の幹事で組織する。 3 幹事会は、必要に応じ、委員長が招集する。

第19条削除 以下繰上げ	(部の臨時設置) 第19条 委員長は、必要に応じ、企画部会に諮り臨時に部を設置することができる。 2 委員長は前項により部を設置した場合は、総会に報告しなければならない。 3 第1項により設置された部は、当該業務の完結をもって廃止されるものとし、同時に第16条の規定にかかわらず、当該部の委員の任期も満了する。
第3章 教化事業実行委員会 (実行委員会) 第16条 教化事業を遂行するため、必要に応じ各専門部会に実行委員会を設置することができる。 2 実行委員会の設置は、当該専門部会の要請により総合調整局が行う。この場合、当該専門部会はその設置の根拠となる事業計画を示して総合調整局に要請するものとする。 3 実行委員会が行う教化事業が、継続的に取り組む必要がある場合には、最長で3年間設置できるものとする。ただし、3年間経過後も、その実行委員会の継続設置が必要な場合は、当該専門部会は、その根拠となる事業計画を示して、総合調整局に要請できるものとする。	第3章 教化事業実行委員会 (実行委員会) 第20条 委員長の決定した教化事業を遂行するため、必要に応じ実行委員会を設置することができる。 2 実行委員会は、企画部会が委員長の下承を得て、専門部会に諮り設置する。 3 実行委員会は、委員長が統理する。
(実行委員) 第17条 実行委員は、専門部会の推薦を受け、総合調整局が選定し、教務所長が委嘱する。	(実行委員) 第21条 実行委員は、専門部会の推薦を受け、企画部会が選定し、教務所長が委嘱する。
(専門委員の兼任) 第18条 第16条に定める実行委員会が設置されたときは、前条の規定にかかわらず、当該実行委員会を所管する専門部会の専門委員は、当該実行委員を兼任することができる。	(専門委員の兼任) 第22条 専門委員が、第20条に定める実行委員会が設置されたときは、前条の規定にかかわらず、実行委員を兼任しなければならない。
(実行委員の任期) 第19条 実行委員の任期は、その設置から廃止までの間とする。 2 第16条第3項後段により当該実行委員会が再設置される場合は、委員の再任を妨げない。	(実行委員の任期) 第23条 実行委員の任期は、その委嘱を受けた年度内とする。ただし、再任を妨げない。
第24条削除 以下繰上げ	第4章 教区のその他の教化機関 (出版会議) 第24条 教区内の文書伝道を審議・調整するため、出版会議を設置する。 2 出版会議の委員は15人以内とし、企画部会に諮り、教務所長が委嘱する。 3 出版会議の委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。 4 出版会議は、委員長が統理する。 5 出版会議は、委員長が招集する。 6 出版会議に主査1人を置き、出版会議の委員の中から委員長が指名する。 7 出版会議の主査は、出版会議の業務を整理し、会議の座長となる。 8 出版会議は、委員会、教区のその他の教化機

	関及び教区教化センター並びに教区に編入された別院と密接な連携を保たなければならない。
第25条削除 以下繰上げ	(編集委員会) 第25条 出版会議において決定された文書伝道に関する施策は、編集委員会を組織し遂行する。 2 編集委員会の委員は、出版会議の推薦を受け、教務所長が委嘱する。 3 編集委員会は、委員長が統理する。 4 編集委員の任期は、当該事業の完結をもって満了する。
第26条削除 以下繰上げ	(ボランティア推進会議) 第26条 教区におけるボランティアに関する事項を審議し、推進するため、ボランティア推進会議を設置する。 2 第24条第2項から第8項までの規定は、ボランティア推進会議にこれを準用する。
第4章 雑則 (教区教化委員会と教区内教化関係団体との連携) 第20条 委員長は、教区内の教化関係団体に対し、委員会と連携を図るよう要請するものとする。	第5章 雑則 (教区教化機関と教区内教化関係団体との連携) 第27条 委員長は、教区内の教化関係団体に対し、第1条に定める教区の教化機関と連携を図るよう要請するものとする。
第28条削除 以下繰上げ	(教区教化機関と難波別院との連携) 第28条 第1条に定める教区の教化機関は、教区の全域を崇敬区域としている難波別院と密接な連携を図らなければならない。
第29条削除 以下繰上げ	(教区教化機関と教区教化センターとの連携) 第29条 第1条に定める教区の教化機関は、教区が設置した教区教化センターと密接な連携を図らなければならない。
(宗務役員等の会議への出席) 第21条 宗務役員及び教区駐在教導、教区内別院職員、その他委員長が必要と認めた者は委員会及び実行委員会の会議に出席して発言することができる。	(宗務役員等の会議への出席) 第30条 教務所の宗務役員及び教区駐在教導は、いつでも第1条に定める教区の教化機関の会議に出席して発言することができる。
第31条削除 以下繰上げ	(難波別院職員の会議への出席) 第31条 委員長は、必要により、あらかじめ難波別院輪番の同意を得て、難波別院の職員に第1条に定める教区の教化機関の会議への出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。
(参考人の会議への出席) 第22条 委員長は、必要により、委員会及び実行委員会の会議に参考人の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。	(参考人の会議への出席) 第32条 委員長は、必要により、第1条に定める教区の教化機関の会議に参考人の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。
(事務) 第23条 委員会及び実行委員会の事務は、大阪教務所が行う。	(事務) 第33条 第1条に定める教区の教化機関の事務は、大阪教務所が行う。

(規則の改正) 第24条 この規則を改正しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を経て、宗務総長の承認を得なければならない。	(規則の改正) 第34条 この規則を改正しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を経て、宗務総長の承認を得なければならない。
附 則 1 この規則は、宗務総長の承認を得た日（2000年9月24日）から施行する。 2 この規則施行の際、現に企画委員及び専門委員並びに出版会議の委員及びボランティア推進会議の委員である者は、この規則による委員とみなし、その任期は、第12条第1項及び第16条第1項並びに第24条第3項及び第26条第2項の規定にかかわらず、2002年5月31日までとする。 附 則 1 この規則は、宗務総長の承認を得た日（2017年 月 日）から施行する。 2 この規則施行後はじめて委嘱する専門委員は、従前の規則により設置されていた企画部会が、この規則施行の前までに推薦することをもって、第13条第1項に規定する総合調整局の推薦を経たものとみなして委嘱する。 3 この規則施行後はじめて設置する実行委員会は、従前の規則により設置されていた企画部会が、この規則施行の前までに、従前の規則により設置されていた実行委員会の中から継続設置する必要があると認めた実行委員会について、第16条第2項に規定する手続を経たものとみなして設置する。 4 この規則施行後はじめて委嘱する実行委員は、従前の規則により設置されていた企画部会が、この規則施行の前までに推薦することをもって、第17条に定める専門部会の推薦を経たものとみなして委嘱する。 5 従前の規則により設置されていた教化委員会及び実行委員会の所属年数については、この規則の施行後設置された教化委員会及び実行委員会の任期に加えないものとする。	附 則 1 この規則は、宗務総長の承認を得た日（2000年9月24日）から施行する。 2 この規則施行の際、現に企画委員及び専門委員並びに出版会議の委員及びボランティア推進会議の委員である者は、この規則による委員とみなし、その任期は、第12条第1項及び第16条第1項並びに第24条第3項及び第26条第2項の規定にかかわらず、2002年5月31日までとする。

大阪教区教化検討会議規則

(設置・目的)

第1条 大阪教区教化委員会（以下「委員会」という。）及び大阪教区教化センター（以下「教化センター」という。）並びに大阪教区内別院の相互連携を図り、共有すべき課題を積極的に見出し、協調・共有して取り組む姿勢を確保し、これらの教化機関が総合力を発揮して真宗同朋会運動を推進していくために教区に大阪教区教化検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(業務)

第2条 検討会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 委員会及び教化センター並びに教区内別院の教化事業の把握
- (2) 委員会及び教化センター並びに教区内別院の効率的な教化の検討
- (3) 教区全般にわたる教化体制の課題や問題点の検討
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 検討会議は次の各号に掲げる委員10人以内で組織する。

- (1) 教区会議長
- (2) 教区門徒会長
- (3) 教区教化委員会総合調整局長
- (4) 教区教化センター主幹
- (5) 難波別院教務部長
- (6) 教区坊守会代表
- (7) 教区推進員協議会代表
- (8) 難波別院人権啓発推進部員
- (9) 教区教化委員会青少幼年部代表幹事
- (10) 教区駐在教導

(委員長)

第4条 検討会議に委員長1人を置き、互選によってこれを定める。

2 委員長は委員会の座長を務め、会務を統理する。

(任期)

第5条 第3条に定める委員の任期は、当該役職の在職中とする。ただし、任期が満了しても、後任者が就任するまで在任するものとする。

2 補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の招集)

第6条 検討会議は教区教化委員長が招集する。

(教化機関への提言)

第7条 検討会議は委員会及び教化センター並びに大阪教区内別院の教化活動の推進に資するため、それぞれの機関に教化の方針等について提言をすることができる。

2 前項の提言を受けた教化機関は、教化の方針等にその提言内容を踏まえるよう努めなければならない。

(宗務役員の会議への出席)

第8条 教区教化委員長が必要と認めた宗務役員及び大阪教区内別院職員は、会議に出席して発言することができる。

(参考人の会議への出席)

第9条 教区教化委員長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて説明及び意見を聞くことができる。

(事務)

第10条 検討会議の事務は、教区教化センター主幹が行う。

(規則の改正)

第11条 この規則を改正しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を経て、宗務総長の承認を得なければならない。

附則

1 この規則は、宗務総長の承認を得た日（2017年 月 日）から施行する。